

第12回フォーラムに寄せて

建設的対話を考える

～当事者の立場に立った合理的配慮と専門的支援の在り方(権利条約の勧告を受けて)～

日本重複障害教育研究会 会長 星 茂行

本会がフォーラムという形式で「インクルーシブ教育」を世に問うてから12年になる。昨年までは「共生社会実現のために今、何ができるか？」を連続テーマに取り上げ、5回目となった。その間、問題提起を行い、オピニオンリーダーとしての一定の役割を果たしてきたと自負している。

今年度からは、共生社会の実現の前提として、当事者支援の原点に返り、「建設的対話を考える」をテーマとして新たに設定した。副題として、～当事者の立場に立った合理的配慮と専門的支援の在り方(権利条約の勧告を受けて)～としている。

折しも、昨年9月9日に障害者権利条約の日本の建設的対話が開かれ、権利委員会から日本政府へ勧告(総括所見)が出された。

そこには、分離教育の中止、精神科への強制入院を可能にしている法律の廃止を求めるなど、日本の課題を的確に指摘したものがあり、第1条から33条まで懸念と勧告がまとめられ、19条、24条は6項目もあった。合計で、懸念93項目、勧告は92項目、留意1項目、奨励1項目となっている。

特に24条は、「教育について」で、以下のように述べられている。

- ・分離された特別な教育をやめる目的で、教育に関する国家政策、法律、行政上の取り決めの中で、障害のある子どもがインクルーシブ教育を受ける権利を認識し、すべての障害のある生徒が、あらゆるレベルの教育において、合理的配慮と必要とする個別の支援を受けられるように、特定の目標、時間枠、十分な予算で、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること。
- ・すべての障害児の普通学校への通学を保障し、普通学校が障害児の普通学校を拒否することを許さない「不登校」条項と方針を打ち出し、特殊学級関連の大臣告示を撤回すること。
- ・障害のあるすべての子どもたちが、個々の教育的要求を満たし、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保障すること。(24条勧告内容抜粋)

さて、今回の第12回フォーラム[午前の部]全体講演は、「建設的対話を考える」～当事者の立場に立った合理的配慮と専門的支援の在り方(権利条約の勧告を受けて)～とし、講師を、関西学院大学教授 眞城 知己先生にお願いしている。

[午後の部]分科会は、二つの分科会を考えている。

- ① 就学前と就学時の連携 星 茂行(本研究会会長) 他
- ② ICT×キャリア教育 類瀬 健二(本研究会事務局長) 他

これを機に建設的な対話=合理的配慮×専門的支援の構図を明らかにしていき社会に問いをみたい。